

地域障がい児支援体制の確保に関する取組実施報告書

法人名	岡崎市社会福祉法人 岡崎市福祉事業団
事業所名	こども発達支援センターむつみ
住所	岡崎市土井町字赤部内9番地
連絡先	0564-73-0835

加算名称	中核機能強化職員の役割	配置 (常勤専任)
中核機能強化加算 I	・主として包括的な支援の推進及び地域支援を行う	○
	・主として専門的な発達支援及び相談支援を行う	○

- ・チェック欄で実施している取組に○を選択。
- ・実施状況欄でチェック欄に○を選択した取組について、具体的な内容を記載すること。(欄の大きさは適宜修正すること)

告示	基準	体制確保に関する取組(基準ごとにいずれかの取組を実施していること)	チェック欄	実施状況
イ(1)(二)	○市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保しているか。	自立支援協議会(こども発達支援専門部会含む)又はこれに準ずる会議等に参画している 自立支援協議会の設置がない場合等であって、市町村が開催する障がい福祉・障がい児支援に関する会議への参加や、市町村と定期的に情報共有等を目的とした会議を開催している	○	令和7年5月21日 第1回こども発達支援専門部会出席 令和7年7月30日 第2回こども発達支援専門部会出席 令和7年10月29日 第3回こども発達支援専門部会出席 令和8年2月17日 第4回こども発達支援専門部会出席 令和7年4月23日 第1回岡崎市障がい児通所支援事業所連絡会出席 令和7年9月10日 第2回岡崎市障がい児通所支援事業所連絡会出席 令和7年11月21日 第3回岡崎市障がい児通所支援事業所連絡会出席 令和7年2月9日 第4回岡崎市障がい児通所支援事業所連絡会出席
イ(1)(三)	○幅広い発達段階及び多様な障がい特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保しているか。	指定放課後等デイサービスの指定を有しこれを実施している 同一法人及び同一市町村内であって、指定放課後等デイサービスの指定を有している事業所との連携により、体制を確保している(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可) 保育所等訪問支援の指定を有している、又は自治体からの補助、委託事業等により、小学校から高等学校までのいずれかの学校等に訪問し、学齢児に対して支援を行っている 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している等の事業所との連携により、小学校から高等学校までのいずれかの学校等に訪問し、学齢児に対して支援を行う体制を確保している場合。(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。	○ ○	放デイむつみ(令和6年4月1日指定) 放デイあずき(平成29年4月1日指定)、放デイみどり(令和元年6月1日指定)、放デイすだち(令和2年4月1日指定)、放デイはたる(令和4年6月1日指定)、放デイつむぎ(令和5年4月1日指定) 児童センターからの移行支援を実施している 保育所等訪問支援と連携し、学校等に訪問し、学齢児に対して支援を行う体制を確保している
イ(1)(四)	○地域の障がい児通所支援事業所との連携体制を確保しているか。	地域の障がい児通所支援事業所等が参加できる研修会等を開催している 定期的に、地域の障がい児通所支援事業所を参集して、情報共有の場を設けている 地域障がい児支援体制強化事業や障がい児等療育支援事業、その他事業を活用し、地域の障がい児通所支援事業所に対して助言・援助を行っている	○	令和7年7月8日 「叱らずにすむ子育て」研修会開催 参加数 7事業所 令和7年9月19日 「姿勢と運動(運動が苦手なお子さんへ)」研修会開催 参加数 3事業所 令和7年11月11日 「食事について」研修会開催 参加数 3事業所 令和7年11月19日 「子どもの病気にについて」研修会開催 参加数 1事業所 令和8年2月24日 「発達特性をもつお子さんの理解と支援」研修会開催 参加数 12事業所 令和8年3月12日 「発達に心配のある子のきょうだいへのかかわり」研修会開催 参加数 4事業所
イ(1)(五)	○インクルージョンの推進体制を確保しているか。	保育所等訪問支援の指定を有しこれを実施している 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。	○	センターに通う児童への保育所等訪問支援の実施予定により、並行通園を推進している。
イ(1)(六)	○入口としての相談機能を果たす体制を確保しているか。	障がい児相談支援の指定を有しこれを実施している 同一法人及び同一市町村内であって、障がい児相談支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。 市町村から委託相談を受託している 発達支援の入口の相談を、市町村が中心になって行っており、当該相談と日常的な連携を図りながら、必要な支援を提供できる体制がある	○ ○	センター内に福祉の村相談事業所の分室あり(相談支援 平成24年4月1日指定) 法人内の障がい児相談支援の指定を有している事業所と連携、体制の確保に努力している。